

令和2年4月27日

ご利用者並びに関係される方各位

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団
理事長 島野 哲幸

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスの感染防止対策につきましては、様々なご協力をいただき、ありがとうございます。

4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、静岡県内での新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しています。浜松市におきましても、さらなる感染症拡大防止対策がとられています。

本事業団の診療所や福祉施設内では、施設利用を継続するため、職員の健康管理や施設内の消毒の徹底、「三つの密」を作らない支援等、感染予防を強化しております。

ご利用者並びにご家族等関係される方におかれましては、引き続き下記事項へのご協力をお願いいたします。

記

1 手洗い、うがい、咳エチケットの励行

感染予防対策の基本である手洗いやうがい、マスクの着用（できる限り）をお願いします。

2 施設利用の自粛

ご利用日の朝に体温を測り、その結果と体調を職員にお伝えください。

ご利用者やご家族に発熱や風邪の症状・体調不良がある場合は、利用をご遠慮ください。

★利用再開については、施設とご相談ください。

利用再開は、解熱や症状の改善がみられてから48時間以上経過したときに、利用者やご家族の発熱の経過や受診時の診断、現在の状況などをお聞きする中で判断いたします。状況によっては、引き続き2週間程度、利用を遠慮いただくこともあります。

3 特定警戒都道府県への外出等の自粛

浜松市長のメッセージ(4/21)にもあるように本事業団の診療所や福祉施設（以下「診療所等」という。）におきましても「ウイルスを持ち込まない、持ち込ませない」対策を徹底いたします。皆様におかれましても特定警戒都道府県への往来や不要不急の外出は厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

また、特定警戒都道府県や海外からのご家族の帰省等にも十分なお配慮をお願いします。

診療所等を利用される日前の2週間以内に、①特定警戒都道府県へ往来や海外渡航をされたとき（家族を含む）又は②特定警戒都道府県や海外に在住・滞在された方と接触があったときは、あらかじめ診療所等にご相談下さい。

4 「三つの密」の回避

「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」の場を徹底的に避けてください。また、市内や県内であっても、屋内で多くの人が集まる集会やイベントへの参加を自粛してください。

※ 今後、浜松市内で新型コロナウイルスの感染者数が増加した場合には、さらなるご協力をお願いすることもあります。

※ 静岡県や浜松市の方針に従い、施設利用の継続に努めてまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。